

**辺野古新基地建設工事を中止し全国の自治体を等しく候補地として国民全体で議論を深めるべきこと、並びに、普天間飛行場の移設先の決定につき日本国憲法に則り立法措置と住民投票を求める会長声明**

全国青年司法書士協議会

会長 梅垣 晃一

東京都新宿区四谷 2 丁目 8 番地

TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527

e-mail:info@zenseishi.com

URL <http://www.zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約 2,800 名で構成された「市民の権利擁護および法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。今般、沖縄県名護市辺野古において新たな基地の建設工事が進められていることに関して、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治の本旨並びに法の下での平等の各理念が実現されるよう、次のとおり会長声明を発し、国民全体での議論を呼び掛けるものである。

### 声明の趣旨

名護市辺野古における新基地建設工事を中止し、米軍普天間飛行場の移設先について全国の自治体を等しく候補地として国民全体で議論を深めるべきである。

移設先を具体的に決定する場合には、日本国憲法に則り、国会における法律の制定と地方自治体の住民の投票により決せられるべきである。

### 声明の理由

#### 1. 移設工事をめぐる現状

現在、沖縄県名護市辺野古で、新基地建設工事が再開されている。政府は、米軍普天間飛行場の辺野古への移設を推進することにより、普天間飛行場の危険の除去や沖縄県の負担の軽減につながると述べている。確かに、普天間飛行場は住宅密集地の中に所在し、その危険の除去は、一刻も早く達成すべきことである。

しかし、辺野古の工事は、海を埋め立て巨大な新基地を建設するものであり、国土の 0.6% にかかわらず 70% 以上の米軍専用施設が集中している沖縄県の負担を固定化することにつながる。加えて、敗戦後の米軍統治下における強制的な収用により沖縄県の米軍基地が建設され、集中してきた歴史を考えると、普天間飛行場の移設先として同じ沖縄県に新たな基地を建設することは、沖縄県民にとって苦渋の選択を強いるものである。

これに対し、沖縄県翁長雄志知事は、名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院議員選挙（以上 2014 年）、参議院議員選挙（2016 年）などによって繰り返し示されている県民の多数の意思を背景にして、辺野古の新基地建設に反対の意思を表明し続けている。また、多くの市民が声を挙げ反対の活動を続けている。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

## 2. 国民全体で議論を深める必要がある

私たち日本国民は、この現状を、どれだけ身近に、自分のこととして感じ、考えているだろうか。この問題を、沖縄県の固有の問題と考えて放置し、あるいは、自分の暮らす地域に問題が及ばないことを期待して見て見ぬ振りをするのであれば、それは、日本国民の多くが日米安全保障条約が日本の平和と安全に役立っていると認識しその利益を享受する傍ら、その負担については沖縄県に偏在させることを暗に認め、無意識にも「沖縄県は本土とは違う」との差別をしてしまうことにつながらないだろうか。

## 3. 日本国憲法 41 条、92 条、95 条が求めていること

今こそ立ち止まって、国民全体で再考し、議論を深めなければならない。このことは、憲法 41 条、92 条、95 条の各規定からも導かれる結論である。すなわち、新基地の建設の是非や当否は、国防や外交に関するものとして政府の所管ではあるが、その専権が憲法上許されているわけではなく、

- (1) どこに、どのような基地を建設すべきか否かは、まさに国政の重要事項であるから、憲法 41 条に規定される「国権の最高機関」であり「唯一の立法機関」である国会による立法措置が必要であるというのは民主主義の要請である。
- (2) 加えて、新たな基地の建設により、立地自治体においては都市計画、警察、消防、環境の保全など、地方自治体が通常行使しうる行政権限（自治権）が大幅に制限されるどころ、憲法 92 条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」と規定しているから、立地自治体の自治権がどの範囲で制限されるか、その制限の代償としていかなる措置がなされるべきかなどが地方自治の本旨に基づいて法律で規定される必要がある。
- (3) さらに、憲法 95 条は、地方自治が脅かされ不当な差別を受けることのないよう、特定の自治体にのみ適用される特別法は「住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会はこれを制定することができない。」と規定しているから、上述のような自治権を制限する「特別法」を制定する場合には、立地自治体の住民の投票による同意が必要となる。

この点、名護市辺野古に新基地を設置する法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日付及び2010年5月28日付）があるのみであり、国会による立法措置をもって決せられたものではない。また、沖縄県や名護市の住民の投票による同意を経たわけではない。したがって、政府は「辺野古への移設が唯一の解決策である」と繰り返し述べているが、その法的根拠は憲法上の土台を欠くものといえよう。

#### 4. 結語

私たちは、法的根拠が乏しいままに移設工事が進められることにより、憲法の理念が蔑ろにされていくことを看過することはできない。今、私たちがやるべきことは、辺野古の工事を中止したうえで、普天間飛行場の危険を除去するために移設が必要なのであれば、どこに移設すべきなのか、全国の自治体を等しく候補地として国民全体で議論を深めることである。そして、新基地の建設の是非や当否を含む国民全体の議論の結果、最終的に移設先を決定する場合には、憲法に則り、国会における法律の制定と当該自治体における住民の投票による同意によって決せられるべきである。

このような憲法の求める手続きを実践するには、国民全体の議論の深まりが欠かせず、多くの困難を伴うかもしれない。しかし、沖縄県民を含むすべての国民が法の下に平等にあり、それが実質的に保障されることを願い、本声明を発するものである。